

## 審議会等の会議結果報告

1. 会議名	平成29年度 第1回松阪市景観審議会
2. 開催日時	平成30年1月29日(月) 午前9時30分から午前11時24分
3. 開催場所	松阪市殿町1340番地1 松阪市役所 5階特別会議室
4. 出席者氏名	(松阪市景観審議会委員) 浅野 聡(会長)、中村 貴雄、松田 ますみ、 門 暉代司(副会長)、中北 直子、村井 浩一、 西村 文雄 (事務局) 建設部部长：小山 誠 建設部次長：長野 功 都市計画課長 兼松阪市空家等対策担当：長谷川 浩司 景観担当主幹兼景観係長事務取扱：山本 誠 景観係主任：新田 浩隆 景観係：亀谷 佳伸
5. 開催および非公開	公開
6. 傍聴者数	2名
7. 担当	松阪市建設部都市計画課景観係 電話 0598-53-4166 FAX 0598-26-9118 e-mail <a href="mailto:tos.div@city.matsusaka.mie.jp">tos.div@city.matsusaka.mie.jp</a>

## 平成29年度 第1回松阪市景観審議会事項書

### 1. あいさつ

### 2. 議事

#### 審議事項

- (1) 松阪市景観計画の改正（案）について
- (2) 松阪市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン（案）について

#### 報告事項

- (1) 松阪市景観計画運用実績について
- (2) 屋外広告物について

### 3. その他

### 4. 閉会

事務局 ・傍聴者入場の説明  
・あいさつ  
・委員出席人数の確認  
・配布資料の確認

事務局 それでは、会長、議事進行をお願いします。

会長 今年1年間もどうぞよろしく申し上げます。昨年12月には、たくさん応募していただいた景観絵画コンクールの表彰式を無事に開催することができました。それでは、事項書に沿って審議と報告を進めていきますので、適宜ご意見等いただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。本日の議事ですが、審議事項としては、(1)松阪市景観計画の改正(案)について、(2)松阪市太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン(案)についてということで、議案書の朗読と審議事項の説明をお願いいたします。

事務局 ・審議事項(1)(2)朗読、説明

会長 ありがとうございます。それではただいま説明のありました審議事項について、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いしたいと思います。ただいま説明のあった太陽光発電の件ですが、景観計画改正検討委員会で今年1年間現地も確認しながら検討してきた内容です。全国的な動向も調べて、三重県下では県が1番最初に太陽光発電のガイドラインを作成しているのので、それを参考に松阪市の状況に合うように内容を加えながら、松阪市の太陽光発電施設の景観計画の改正と、ガイドラインの案を作ってきた経緯があります。

委員 もっと早くしておくべきだったかなと思うくらいで、質問などはありません。

委員 問題はないと思います。

委員 これでよいのではと思います。

会長 太陽光発電と風力発電に関して、風力発電の方は少し先行してガイドラインを環境省が示しているんですが、太陽光発電に関しては全く示しておらず、全国の地方自治体がどうしたらいいかということで動いている状況です。国としてはFIT法があるので、太陽光発電を普及させていきたいことから、段階的に増やしていく計画を立てずに短期間でやってしまったことで、こういった問題が起こっています。今後、錆びてきたり、土地所有者の世代交替わり、設置した業者の倒産のように相談相手がいなくなるなど、今はよくても20年後が心配です。

委員 今のところ設置が規制されている場所もあるのでしょうか。

会長 直接 FIT 法では制限がないため、景観計画で最低限のルールを作って新年度から運用すべく案を検討してきた状況です。すでに設置業者が倒産したという事例が報道されています。少しずつそういった問題が起きそうな気がします。

事務局 資料 4 - 2 三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインの 5 ページに、「設置するのに適当でない区域」、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」として設定されている区域もございます。

会長 ポイントは、「十分な検討や調整が必要な区域」が圧倒的に多いこと、そう書いてあっても何のルールも示されていないということです。「適当でない区域」というのは市街地ではなく、「設置するのに十分な検討や調整が必要な区域」に、今たくさん設置されている状況だと思います。

また、先程事務局からも説明がありましたが、太陽光発電のもう一つの大きな問題が環境アセスの法律の対象外だということです。そのため、地方公共団体の工夫で補わないといけないため、景観計画届出対象行為に明確に位置付けて、設置にあたってのルールを決めていくというところが全国的にも多い状況です。

委員 他市のいろんな例を挙げていただいて、現場も拝見したものですから、このガイドラインが少しでも早く運用されるように願っております。ただ、少し心配なのが、規模の小さいものをどうするかという点で、今後課題になってくるかと思います。

会長 現状としてはまだ太陽光発電の届出は止まっていないんですね。

事務局 報告資料でも触れますが、半年少しの段階で去年よりは増えている状況です。1 月には止まっているので、それまで事業認定を受けたものが駆け足で届出されたのか、動向を見ていかねばならないと思っています。

会長 特にご質問もないようであれば、今説明をさせていただいた諮問に対する答申ですが、原案が適当であるということで答申させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは事項書に従いまして、報告事項の説明を事務局からよろしくお願いいたします。

事務局 ・報告事項（１）（２）説明

会長 今報告のあった条例改正ですが、条例の正式名称を書いておいてください。資料 9 の報告事項ですが、委員の皆さんからご質問やご意見があればお伺いしたいと思います。

います。

委員 届出があった中で、嬉野のゴルフ場の跡地と思いますが、それぞれのホールでどういう規模でされたのか、樹木を伐採してホール以外に設置されたところがあるのか等、そのあたりの話を聞きたいと思います。

事務局 大きな土地の形質変更や、周りの伐採もなく、形状を活かして芝生のところに設置されました。現地を確認に行きましたが、門のところからも中は見えない状況です。

委員 20年後など最終処分されずに放置された場合、土壌汚染の問題などが出てくるとと思いますが、そのあたりの動向はありますか。

会長 過去の似たような工作物も同様で、それが今心配されています。この届出の9.4haというのは築造面積ですか。

事務局 はい、パネルのみの面積です。

会長 9.4haだと人口1万人のニュータウン規模ですので、他の事例のような数千㎡とはわけが違います。管理する側も、人口1万人くらいのニュータウンの町を隔々まで歩くようなものです。

事務局 視覚的に確認していただけるように資料7を用意しています。

委員 12ページで景観重点地区候補地ということで、中万が積極的な取り組みをされている中、候補地としては中万射和地区となっていますが、射和町の進捗状況はどうなっていますか？

事務局 両方併せて候補地区になっていますが、今、市としてかかわっているのは中万地区で、機運を盛り上げるようにしています。射和地区は当時景観にかかわっていた組織がほとんどなくなっている状況で、祭りの方に重点が置かれて移行しています。

委員 射和公民館に時々行きますが、ほとんど動きがないです。射和地区中万地区両方で候補地になっていますが、一体的にというのは少し難しいのかなという風に感じましたので、先行して中万を指定するという方法も今後検討する必要があるかなと思います。中万が指定されればそれに刺激されて、射和にも及ぶということも考えられます。

会長 中万市は今年もやるのですよね。

事務局 時期や規模は未定ですが、まちなみ保存委員会の中で平成30年度も開催するということになりました。

会長 結構多くの方が来たと聞いていますが、どのくらいの方が来たんでしょうか。

事務局 飯南のふれあい祭りは数千人と発表されていますが、それより多かったのでと思います。まちなみ保存委員長は間違いなく千人は来ているということで、千人と報道に発表しています。

中万市の経過としては、住民に中々まちなみに関心を示してもらえない状況の中、楽しくまちなみ保存につながるよというということで、約60年間中断されていた中万市を復活実施しようということになりました。実施にあたり、中万市で稼いだお金をメンテナンスに充てるという視点からハウジング&コミュニティ財団に応募し、補助金が交付されることになりました。これまで景観重点地区に向けて何度も協議を重ね、まちなみメンテナンスも提案しましたが、中々住民の動きにつながりませんでした。中万市が決まったことで、多くの方に来ていただくのでメンテナンスをしようという機運が一気に盛り上がり、12ページにあるようにまちなみメンテナンス活動を行うことができました。中万市に多くの方に来てもらったという点も重要ですが、それに向けてのメンテナンス活動に対する関心につながり、来年度以降も開催していくために、どうしていこうかという視点が生まれたことも成果です。ただ、次年度はハウジング&コミュニティ財団の補助金がありませんので、中万市で稼いで自力でメンテナンスにつなげる仕組みを考えないといけません。

会長 中万市、メンテナンス活動とも是非継続していただけたらと思います。

来年度の景観計画改正検討委員会でも啓発活動をどうしていこうかという検討項目を挙げてありますが、14ページの絵画コンクールの取り組みを、国交省の都市景観大賞に応募していただきたいと思います。全国でも松阪市だけが継続して小中学生を対象にした景観絵画コンクールを実施し、これまでたくさんの方に応募いただいて成果が出ています。また、他市だと表彰して解散ということが多いですが、描いてくれた子供たちになぜその絵を描いたのかを聞いたり、カラーのワークショップを行ったり、ただ表彰して終わらないように実施しています。個人的には都市景観大賞の一步手前くらいまで来ていると思いますので、前回応募時のコメントを参考にして是非応募していただきたいと思います。

委員 公民館の活動やまちづくり協議会に時々参加して活動していますが、重点地区指定に向けては随分住民の意識は高まったと思いますが、指定後そういう意識が薄れつつあるんじゃないかという危惧を持っています。その対応の一つとして、大事にしたい建物や残してほしい建物とか樹木等々を、もう少し積極的に景観重要建造物、樹木の指定をするという方向で行けば、住んでみえる方の意識も変わってくると思

いますので、ご検討いただきたいと思います。

会長 委員から指摘していただいたことも、来年度の景観計画改正検討委員会の項目とも関わりがあると思いますので、検討していきたいと思います。これは重点地区に普及啓発していないからだと思いますので、お祭りなど地区の人総出でやるようなことがあるといいと思います。伝建地区などは大体お祭りを抱えています。お祭りをなくすと伝建地区といえども単に規制だけがかかっているというようなことになってしまいます。そういったものがあって他の皆さんとの交流や地場産業の活性化などが絡むシーンがあると、みんな重点地区を維持しようという気になると思うので、重点地区においてモチベーションを皆さんに持ち続けていただくための取り組みを、是非来年度検討していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

他の委員の方はどうでしょうか。

事務局から何か連絡はありますでしょうか。

事務局 特にありません。

会長 それでは、その他事項も特にないということですので、以上で平成 29 年度第 1 回の松阪市景観審議会を終了させていただきます。忙しい中ご出席をいただきましてありがとうございました。